

令和 7 年 8 月 8 日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害又は談合に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 多野産業 株式会社
及び住所 : 群馬県藤岡市藤岡 1 8 5 8 番地 1
- 指名停止措置期間 : 令和 7 年 8 月 8 日から令和 7 年 1 1 月 7 日まで (3 カ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
多野産業 (株) の代表取締役は、群馬県藤岡市が発注した小学校体育館大規模改修工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和 7 年 5 月 13 日、群馬県警に官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である多野産業 (株) の代表取締役が、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停等の措置要領 (昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。) 別表第 2 第 10 号 (下記参照) に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3 カ月とする。

<指名停止措置要領 別表第 2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第 12 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上 12 カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138